

パレスチナ自治政府平和構築分野におけるジェンダー関連情報

1. ジェンダー関連政策・制度

<ジェンダー政策および制度>

- 2011年、パレスチナ政府は、「国家ジェンダー戦略」(Cross-Sectoral National Gender Strategy 2011-2013)を策定した。同戦略は、戦略目標として次のものを挙げている：1) 女性が、平等・公平を保障する家族法及び公民権を行使できるようになること；2) エルサレムにいるパレスチナ女性が、居住、移動、国籍の自由を持つこと；3) パレスチナ占領地域におけるあらゆる形態の女性への暴力が削減されること；4) パレスチナ女性の囚人の地位が改善されること；5) 女性の政治への積極的関与を促進し、意思決定における役割が果たされること；6) ジェンダーの観点から、教育サービスの質・量が改善されること；7) 女性の健康の保護が増加すること；8) 女性の労働市場への参画が促進され、経済的な意思決定への参加が増加すること；9) パレスチナ政府の省庁の仕事において、ジェンダー配慮／事項が主流化されること。(出典1)
- 2014年、パレスチナ政府は、「国家開発計画」(National Development Plan 2014-2016)を策定した。同計画では、1) 経済開発及びエンパワメント、2) グッドガバナンス及び制度構築、3) 社会的保護及び開発、4) インフラ、の4つの主要セクターを挙げており、それぞれのセクターの中でジェンダー視点を取り入れている。特に「社会的保護及び開発」分野では、同分野の政策として、「貧困削減及び社会正義の維持に貢献するために、持続的かつ質の高い、権利ベース及びジェンダーに配慮した社会サービスを提供し続けること」に言及し、次の戦略目標を挙げている：1) 貧困、阻害、社会的排除を軽減するための、権利ベースかつジェンダーに配慮した、より包括的で統合された持続的社会的保護システム；2) 差別がなく全ての人を対象とし、労働市場や社会的ニーズに合う、科学やアカデミックの進歩に沿った、質の高い教育・高等教育・TVET；3) 全ての人に平等な、質の高い統合的保健システム；4) あらゆる形態の差別を非難し、文化遺産を保持／改修する、よりアクセスしやすい文化活動を持ち、多元性を促進する、開かれた革新的な国文化；5) 男女両方を含む若者が、労働市場、政治・文化・スポーツイベントにより多く参加することができ、国家開発により有効に貢献できること；6) エンパワメントされた女性が、より多くの保護を享受し、労働市場及び公職への参加があり、すべての基礎サービスへのより容易なアクセスや、差別のない平等な機会を得られること。(出典2)

出典	1. Palestinian National Authority, “Cross-sectoral National Gender Strategy 2011-2013”, http://lacs.ps/documentsShow.aspx?ATT_ID=4052	作成日 :	2016年5月20日
	2. State of Palestine (2014) “National Development Plan 2014-2016”, http://planipolis.iiep.unesco.org/sites/planipolis/files/ressources/palestine_ndp_state_final.pdf		

<平和構築分野：政策および制度におけるジェンダー主流化の現状>

出典	<ul style="list-style-type: none"> 2011年、パレスチナ政府は、「女性に対する暴力への闘いに係る国家戦略計画」(National Strategic Plan for Combating Violence against Women 2011-2019)を採択した。同戦略計画は、法の下における女性の平等かつ公平な取り扱いを促進し、暴力に対する法的保護を整備することを目的としている。(出典1) パレスチナ政府は、「女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号」を採択しており、その実施を担う National Committee on Security Council Resolution 1325 を設置し、2015年、同決議の実施に係る「国家戦略枠組み」(Palestinian National Strategic Framework for Implementing UNSCR 1325)を策定している。国家枠組みの原文は、アラビア語でのみ公開されている。(出典2、3) 	作成日 :	2016年5月20日
	<ul style="list-style-type: none"> 1. USAID (2012) “West Bank and Gaza Gender Analysis”, http://pdf.usaid.gov/pdf_docs/pnaea760.pdf 2. State of Palestine (2014) “National Development Plan 2014-2016”, http://planipolis.iiep.unesco.org/sites/planipolis/files/ressources/palestine_ndp_state_final.pdf 3. State of Palestine (2015) “Palestinian National Strategic Framework for Implementing UNSCR 1325”, http://www.peacewomen.org/sites/default/files/اقتراحات خطة 2015-2020 - فلسطين 20NAP.pdf 		

<平和構築分野：ジェンダー主流化に係る関係機関>

機関名	備考 (役職名など)
Ministry of Women’s Affairs	全ての分野において女性の能力やステータスを向上させること目指して、2003年に設立。政策・計画・事業にジェンダー・民主化・人権の視点を組み込めるよう、パレスチナ自治政府の能力を向上させることを目的としている。(出典1)

各省庁のジェンダーユニット	各省庁での政策立案や事業の策定・実施・モニタリング・評価の過程にジェンダー視点を組み込むことを目的としている。（出典1）
Security ServiceのFamily Protection Unit	
National Committee on Security Council Resolution 1325	
National Committee on Gender Responsive Budgeting	
出典	<p>1. JICA (2007) “Palestine-West Bank: Country Gender Profile”, http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1501.nsf/03a114c1448e2ca449256f2b003e6f57/facbb3f561228faf49257afe0009dfa8/\$FILE/ATTZRHH6.pdf/%E8%A5%BF%E5%B2%B8%E3%80%80%E8%8B%B1%E8%AA%9E%E7%89%88%E3%80%802007.pdf</p> <p>2. State of Palestine (2014) “National Development Plan 2014-2016”, http://planipolis.iiep.unesco.org/sites/planipolis/files/ressources/palestine_ndp_state_final.pdf</p>
	作成日： 2016年5月20日

2. **平和構築**分野：JICA の支援状況

<概要>

<p>パレスチナに対する日本の経済協力は、「経済・社会の自立化促進による平和構築」を基本方針として、「平和と繁栄の回廊」構想の具現化等を通じた、パレスチナ経済及び社会の自立化促進による平和構築を目指している。重点分野の一つとして「民生の安定・向上」を挙げており、和平志向の民意を強化するため、上下水、保健、教育等の基礎生活基盤の整備を支援するとともに、難民や女性・子供を含む社会的弱者への支援にも取り組み、民生の安定・向上に努めている。（出典1）近年、ジェンダー分類された JICA 平和構築案件は複数ある。（出典2）</p>	
出典	<p>1. 外務省（2015）『国別データブック』、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000142260.pdf 『国別情報』、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/region/middle_e/palestine/index.html</p> <p>2. JICA（2008～2013）『ジェンダー主流化推進年次報告書』、 http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1501.nsf/03a114c1448e2ca449256f2b003e6f57/235082f59d8cf80c4925765700254d48?OpenDocument</p>
	作成日： 2016年4月19日

<案件例>

案件名（協力年度）	母子保健リプロダクティブヘルス向上プロジェクトフェーズ2（2008年度～）
<p>本案件は、2005年より3年間にわたり実施された「母子保健に焦点を当てたリプロダクティブヘルス向上プロジェクト」（第1フェーズ）の成果を基に、第1フェーズで導入された母子健康手帳の定着と自主財源化を目指した活動を支援することを目的としている。パレスチナ自治区では、紛争や移動制限が女性の行動を阻害し、母子保健に深刻な影響を与えている。また、経済活動の停滞による貧困も、母子の健康に大きな影響を与えており、さらに紛争やテロの影響は子どもの心の成長にも影響があることが指摘されている。本プロジェクト活動では、地域啓発活動にて、女性のみならず男性も巻き込んで母子保健RHに対する理解を得る取り組みを実施する予定である。（出典1）なお、本案件の第1フェーズの終了時評価報告書にて、母子健康手帳の導入が、個々の母親の精神的な変化を促すことに大きく貢献したことが報告されている。母親が子どものケアについて手帳から十分な情報を得られるようになったことで子育てに対する自信を増幅させるとともに、子どもの誕生から成長する過程での記録を保持することによって子育てに対する責任感と母性愛を強く意識するようになった。子育てに対する責任感と自信が増していくなかで、母親たちは、勇気を奮って子どもたちの将来のために平和で安定的な社会の実現の必要性を訴え始めている。（出典2）</p>	
出典	<p>1. JICA、『事業事前評価表』、http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2008_0800703_1_s.pdf</p> <p>2. JICA、『終了時評価報告書』、http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000252445.html</p>
作成日： 2016年5月20日	

<案件リスト>

No.	協力年度		事業形態	案件名	ジェンダー分類*1	ジェンダー視点
	開始	終了				
1	2005	2008	技協	パレスチナ母子保健に焦点を当てたリプロダクティブヘルス向上プロジェクト	GI(S)	特に記載なし
2	2005	2008	技協	地方行政制度改善プロジェクト	GI(S)	人間の安全保障／平和構築、貧困、ジェンダーの観点から、住民（特に社会的弱者）のニーズを対応した公的資源の配分を推進するため、広域計画事業の策定におい

						て、可能な限り住民参加の手法・プロセスを導入し、特に社会的弱者に裨益するよう、また、社会階層、性別、地域間で格差が広まらないように配慮をする。
3	2005	2008	技協	パレスチナジェリコ及びヨルダン渓谷における廃棄物管理能力向上プロジェクト	GI(S)	家庭ごみの排出における女性の役割等、ジェンダーに配慮する。
4	2008	2012	技協	母子保健リプロダクティブヘルス向上プロジェクトフェーズ2	GI(S)	パレスチナ自治区では、紛争や移動制限が女性の行動を阻害し、母子保健に深刻な影響を与えている。また、経済活動の停滞による貧困も母子の健康に大きな影響を与えており、さらに紛争やテロの影響は子どもの心の成長にも影響があることが指摘されている。本プロジェクトは、紛争、分離政策、貧困の最大の被害者である女性と子どもに焦点を当てて、人間の生存に不可欠な保健サービスの向上と住民の意識向上によって女性と子どもの健康を保障しようとするものであり、この点から「人間の安全保障」の観点を踏まえたプロジェクトといえる。地域啓発活動では、女性のみならず男性も巻き込んで母子保健RHに対する理解を得る取り組みを実施する予定である。
5	2009	2012	技協	官民連携による持続可能な観光振興プロジェクト	GI(S)	特に記載なし
6	2011	2014	技協	ヨルダン渓谷地域高付加価値型農業普及改善プロジェクト	GI(S)	ヨルダン渓谷地域においては、多くの女性が農業に従事しており、農作業の6割以上を女性がこなしていると

						も言われている。本プロジェクトでは、対象とする中小規模農家内の男女間の労働の公平化が農業のさらなる効率的なマネジメントや生産、所得向上に貢献することも考慮し、女性世帯主家庭を含む地域の女性の現状や農業における役割・ニーズも十分に把握して活動を実施する。事業の実施においては、農業庁や支局において25%を占める女性普及員や関係者を効果的に活用しつつ、各種研修や技術指導の場においても女性の積極的な関与を促すとともに、女性にも平等に研修や技術指導を行い、効果的な中小規模農家の営農技術の向上と収益の改善をめざす。
7	2012	2016	技協	ジェリコ下水運営管理能力強化プロジェクト	GI(S)	特に記載なし
8	2013	2016	技協	ジェリコ農産加工団地のためのPIEFZA機能強化	GI(S)	特に記載なし
9	2013	2016	技協	零細中小企業向けビジネス開発サー強化プロジェクト	GI(S)	特に記載なし
出典	1. JICA (2009~2013) 『ジェンダー主流化推進年次報告書』、 http://gweb.jica.go.jp/km/FSubject1501.nsf/cfe2928f2c56e150492571c7002a982c/235082f59d8cf80c4925765700254d48?OpenDocument					
					作成日 :	2016年5月20日

*1ジェンダー分類：GI=ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 (Gender Informed)
GI(P)=ジェンダー平等政策・制度支援案件、女性を主な裨益対象とする案件 (Gender Informed (Principal))

GI(S)=ジェンダー活動統合案件 (Gender Informed (Significant))

3. **教育**分野：他ドナーの支援状況

ドナー (1)	欧州連合 (EU)
支援概要	アラブ・イスラエル紛争の解決は欧州にとっての戦略的優先事項である。独立国家を求めるパレスチナ人、及び治安改善を求めるイスラエル人双方の要望を傾聴することは、同地域の恒久的な平和・安定・繁栄のために不可欠である。EU が目指すのは、独立・民主化したパレスチナ国家が、イスラエルを含む周辺国双方と共に平和の道を歩むことである。(出典 1)
案件例	<i>EU Partnership for Peace Programme</i> 本プロジェクトは、中東地域で平和や非暴力を促進する市民団体への支援を通して、同地域の平和構築に必要な環境の構築や、アラブ・イスラエル紛争の解決に貢献することを目的としている。本プロジェクトが支援する NGO のプロジェクトに「Grassroots Activists for Just Peace and Gender Equality」がある。本案件は、国際連合安全保障理事会決議 (UNSCR) 1325 号と 1820 号のもと、パレスチナの 30 の紛争影響地域のコミュニティ活性化に女性を巻き込むことで、地域の平和構築を促進することを目指している。また、メディアや政治レベルのアドボカシー活動も行われている。(出典 1)
出典	1. European Union (2013) “EU Partnership for Peace Programme”, http://eeas.europa.eu/delegations/israel/documents/projects/130218_eu_pfp_programme_at_a_glance_2013_en.pdf
作成日： 2016年4月22日	

4. SDG: ジェンダーと**平和構築**に関する目標およびターゲット

目標	ターゲット
1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	1.4 2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。

<p>5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>	<p>5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。</p> <p>5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。</p> <p>5.c ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。</p>
<p>9. 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	<p>9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。</p>
<p>10. 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>	<p>10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。</p>
<p>16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>	<p>16.1 あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。</p> <p>16.2 子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。</p> <p>16.3 国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する。</p> <p>16.4 2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。</p> <p>16.5 あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。</p> <p>16.6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。</p> <p>16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保す</p>

	<p>る。</p> <p>16.8 グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。</p> <p>16.9 2030年までに、すべての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。</p> <p>16.10 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。</p> <p>16.a 特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。</p> <p>16.b 持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。</p>
--	---

5. 参考情報

ジェンダーと平和構築 (JICA内の執務参考資料、他ドナーの資料)	
JICA、『JICA事業におけるジェンダー主流化のための手引き【平和構築】』	ジェンダー平等・貧困削減室にて入手可能
UNDP, “Gender Approaches in Conflict and Post-conflict situations”	http://www.undp.org/content/dam/aplaws/publication/en/publications/womens-empowerment/gender-approaches-in-conflict-and-post-conflict-situations-/gendermanualfinalBCPR.pdf
International Alert (2012) “Gender in Peacebuilding Taking stock”	http://www.international-alert.org/sites/default/files/Gender_TakingStock_EN_2012.pdf
CIDA (2001) “Gender Equality and Peacebuilding: Operational Framework”	http://www.cida-ecco.org/CIDARoadMap/RoadMapEnvoy/documents/GE%20and%20Peacebuilding.pdf
パレスチナにおけるジェンダー状況	
JICA (2016) 『国別ジェンダー情報整備調査報告書 (パレスチナ)』	http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1501.nsf/03a114c1448e2ca449256f2b003e6f57/facbb3f561228faf49257afe0009dfa8/\$FILE/%E6%97%A5%E6%9C%AC%E8%AA%9E%E7%89%88%202016.pdf

JICA (2016) “Country Gender Profile (Palestinian Territories)”	http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1501.nsf/03a114c1448e2ca449256f2b003e6f57/facbb3f561228faf49257afe0009dfa8/\$FILE/%E8%8B%B1%E8%AA%9E%E7%89%88%202016.pdf
JICA (2007) “Country Gender Profile (Palestine (Gaza Strip))”	http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1501.nsf/03a114c1448e2ca449256f2b003e6f57/facbb3f561228faf49257afe0009dfa8/\$FILE/%E3%82%AC%E3%82%B6%E5%9C%B0%E5%8C%BA%E3%80%80%E8%8B%B1%E8%AA%9E%E7%89%88%202007.pdf
JICA (2007) “Country Gender Profile (Palestine-West Bank)”	http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1501.nsf/03a114c1448e2ca449256f2b003e6f57/facbb3f561228faf49257afe0009dfa8/\$FILE/ATTZRHH6.pdf/%E8%A5%BF%E5%B2%B8%E3%80%80%E8%8B%B1%E8%AA%9E%E7%89%88%E3%80%802007.pdf
OECD, “Palestinian Authority Gender Profile”	http://www.genderindex.org/sites/default/files/datasheets/PS.pdf
UNICEF (2011) “Occupied Palestinian Territory-MENA Gender Equality Profile”	http://www.unicef.org/gender/files/oPT-Gender-Eqaulity-Profile-2011.pdf
European Parliament (2011) “Gender Equality and Women’s Rights In Palestinian territories”	http://www.europarl.europa.eu/document/activities/cont/201110/20111027ATT30536/20111027ATT30536EN.pdf
USAID (2012) “West Bank and Gaza Gender Analysis”	http://pdf.usaid.gov/pdf_docs/pnaea760.pdf
パレスチナの平和構築分野における調査報告書、良事例など	
作成日： 2016年4月19日	

6. その他、現地調査で得られた情報

作成日：	